

# 【令和3年度以降】 町県民税(住民税)均等割・所得割限度額

均等割・・・道府県民税年額1,500円(標準税率)、市(区)町村民税年額3,500円(標準税率)の合計5,000円  
 所得割・・・課税所得金額(所得金額から所得控除額を差し引いた額)に対して10%を乗じた額

**住民税の均等割及び所得割が発生する所得金額は扶養人数によって以下のとおり異なります。**

扶養人数	均等割(5,000円)ライン 所得(収入)金額	所得割(10%)ライン 所得(収入)金額
0人	38万円(93万円)	45万円(100万円)
1人	82万8千円(137万8千円)	112万円(170万円)
2人	110万8千円(168万円)	147万円(約221万円)
3人	138万8千円(約209万円)	182万円(約271万円)
4人	166万8千円(約249万円)	217万円(約321万円)
5人	194万8千円(約289万円)	252万円(約370万円)
6人	222万8千円(約329万円)	287万円(約413万円)
$\alpha$ 人	$(\alpha+1) \times 28$ 万円+10万円+16万8千円	$(\alpha+1) \times 35$ 万円+10万円+32万円

※( )内は収入金額。

※扶養人数には、控除対象配偶者を含みます。ただし、配偶者特別控除や控除対象外の配偶者は含まれません。

※なお、以下に該当する場合は非課税となります。

- (1)生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2)障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下(給与所得者の年収に直すと204万4千円未満)であった人

(参考)給与所得者の所得金額簡易計算表(所得金額＝収入金額－給与所得控除額)

収入金額	給与所得控除額
55万円まで	全額
55万円超162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%－8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円以上	195万円

※給与所得以外(営業所得や不動産所得等)の所得金額は、収入から経費を引いた額となります。